

資料 C

(参考) 経済安全保障に係る重要物資

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）施行令第1条で定める物資

(1)	抗菌性物質製剤
(2)	肥料
(3)	永久磁石
(4)	工作機械及び産業用ロボット
(5)	航空機の部品（航空機用原動機及び航空機の機体を構成するものに限る。）
(6)	半導体素子及び集積回路
(7)	蓄電池
(8)	クラウドプログラム（※1）
(9)	可燃性天然ガス
(10)	金属鈇産物（※2）
(11)	船舶の部品（船舶用機関、航海用具及び推進器に限る。）

※1 クラウドプログラムとは、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラム」をいう。

※2 金属鈇産物は、マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タンタル、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン及びリンに限る。